

令和9年度公立高等学校入学者選抜についての主な変更点

A インターネット出願

- 1 「出願書類等」の「(2) 調査書」について、原則としてデータを電子により提出することとしました。その際、その他の提出物がある場合、「宛名票」を貼付した封筒（長形3号）に「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」及び「(2) 調査書」を除く。）を封入し、志願者が志願する高等学校長宛てに郵送することとしました。これにともない、調査書及び学力検査等の結果の情報提供において、調査書が電子データにより提出されている場合は、電子データを調査書の形式に出力したものとすることとしました。

なお、調査書のデータを電子により提出する場合には、出力した際の表記に一部変更があります。詳細については、後日お伝えする予定です。

また、志願者が「(2) 調査書」のデータを電子により提出できず、郵送により提出する中学校に在籍している場合、書類の提出方法は昨年度と同様です。

B 実施要項＜全般＞

- 1 県立高等学校の全課程における入学検査料の納付方法について、今年の12月末日に、収入証紙の販売が終了となるため、インターネット出願ができない場合は、千葉県納付書により、納付することとしました。なお、納付書は、各教育事務所又は教育振興部学習指導課から受検者への配付をお願いする予定です。
- 2 「受検者心得」について、「当日の服装は、中学校等における制服又は私服のいずれの着用も可能であるが、英文字や地図等がプリントされている服等は着用しないこと。」を追加しました。
- 3 次の者については、選抜の対象としないこととしました。
 - (1) 「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
 - (2) 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者
- 4 「入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」について、追加募集、秋季、三期、四期を除いて、掲示による発表をしないこととし、インターネット特設サイトでの発表のみとしました（追加募集、秋季、三期、四期は掲示による発表のみ）。なお、市立習志野高校は掲示による発表も行う予定です。
- 5 「他都道府県及び日本人学校等からの入学志願手続の説明会」を2回から1回に減らし、「海外現地校出身者のための個別相談会」を、3回から4回実施に増やしました。
- 6 調査書及び学力検査等の結果の情報提供について、提供時間を短縮しました。
 - (1) 全日制の課程、三部制の定時制の課程（午前部・午後部）及び通信制の課程
午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 定時制の課程（三部制の定時制の課程（午前部・午後部）を除く。）
午後2時から午後6時まで
（ただし、学年末休業日及び学年始め休業日は（1）と同じ提供時間とする。）

C 実施要項＜様式＞

- 1 「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」から、「拡大問題用紙（B4）」「拡大解答用紙（B3）」「ルビ振り問題用紙（B4）」を削除し、拡大サイズをA判に統一しました。